

生駒市条例第16号

生駒市スポーツ振興審議会条例及び生駒市の特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月13日

生駒市長 山下 真

生駒市スポーツ振興審議会条例及び生駒市の特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第1条 生駒市スポーツ振興審議会条例（平成8年6月生駒市条例第23号）の  
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項」  
を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条」  
に、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第2条中「スポーツ振興法第4条第4項及び第23条」を「法第35条」  
に、「振興」を「推進」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第1号か  
ら第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

第4条中「及び関係行政機関の職員」を「、関係行政機関の職員その他教育  
委員会が必要と認める者」に改める。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の生駒市スポーツ振興審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の生駒市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により委嘱された委員とみなす。
- 3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。